

友 永 植

はじめに

宋朝は唐末五代の藩鎮跋扈の弊に鑑み、旧来の藩道制を廃棄し、新たに辺防と地方の治安維持の要として禁軍を各地に配備した。かかる屯駐禁軍は軍制路及び府州単位で都部署・部署(都總管・總管)と称される統兵官の統帥のもとに置かれたが、これら統兵官の軍政を監督し、彼らによる地方屯駐軍の遠心化を防止する役割を担ったのが、鈐轄・都監・監押といった屯駐軍の監督職であった。『宋史』によれば、鈐轄は辺寇の捍禦に際しては總管と協議し、都監は禁軍の屯戍・辺防・訓練の政令を管掌したという¹⁾。この内、路・府州・県に広範に置かれたのが都監と監押で、監押は資序の低い者が任ぜられた場合にこれを称した²⁾。史書は時に都監を監軍或は護軍と記している。

宋朝軍制の特色は、中央禁軍を地方に直派・常駐させ、更にその統兵官の屯駐軍政を専任の軍事監督官に監督させるという徹底した軍備の中央集権化にあった。かかる体制は宋朝において確立を見たが、宋に及んで一朝にして成ったものでないことは言うまでもない。筆者は宋朝軍制を特色づけるこの都監なる軍事監督官の系譜的起源を尋ね、宋朝に到るその制度的沿革を跡づけることによって、宋朝軍制の確立過程の一面を明らかにしたいと考えており、その様な試みの一環とし

て先に唐代の都監について些か論じた³⁾。筆者は都監は有事に編成される行營禁軍の都監と、地方に常駐する屯駐禁軍の都監に分けて検討されるべきであろうと考えている。それは両者が職務の本質を同じくするものの、それぞれその起源とその後の制度的展開を異にし、前者は唐代の行營軍の監軍を継承するもの、後者はその様な行營監軍から派生した五代の地方屯駐禁軍の監督官と唐代以来の藩鎮の監軍が融合し生成したものであると考えるからである。先論ではこの内の行營都監を取り上げ、唐代におけるその起源について論じたが、小論では五代の行營都監について考察したい。そこで、本論に入るに当たり先論の要点を簡単に整理しておきたい。

① 行營軍の戦目付たる監軍の起源は甚だ古く春秋時代まで遡るが、宋代の行營都監の直接的起源は唐後半期にあると考えられる。唐初以来、行營軍の監軍には御史が任ぜられていたが、玄宗朝を境に宦官がこれに代わり、徳宗朝に至ってこの宦官監軍は「都監」なる官称を帯びるようになった。因みに、地方の藩鎮に派遣された宦官の目付役も監軍或いは監軍使と称されたが、都監と呼ばれることはなかった。

② 行營都監は行營軍司令官の指揮命令系統から独立し、皇帝の意志を行營軍政に忠実に反映させるとともに、行營軍の遠心化を防

止する機能を果たした。

- ③ 皇帝権の強化がはかられた唐後半期を通じ、宦官の行營都監は②の如き役割を担って馳駆したが、唐末の宣武軍節度使朱全忠による宦官肅正によってその活動を停止した。

五代の行營都監の事例

九〇七年、梁王朱全忠は唐の昭宣帝の禪讓を受けて後梁を建国したが、大唐帝位の継承は名ばかりで、唐末の雄藩割拠の状況は何ら変化することはなく、宋の太宗が太平興國四年（九七九年）に北漢を征服し国内を統一するまで、この様な状態は続いた。この五代・宋初の間は分裂混乱期と評される如く、都合六王朝一〇国が興亡し、各政権下にあつては雄藩の反乱が跡を絶たなかつた。一方、北方契丹の外圧は華北政權に常に軍事的緊張を与え続け、後晋の成立に典型的に見る如く、時に王朝交替すら促した。かくて五代の各王朝とも頻りに軍事行動を起こし、領域内外において軍隊を盛んに展開させた。

唐末の朱全忠による肅正によって、地方雄藩に秘匿されたごく少数の者を除き、内外の宦官が消滅したことは先論に述べた如くであるが、このことによつて宦官を任じた行營都監という職務そのものが消滅することはなかつた。すなわち、上述の如き軍事多端な五代においては、行營都監の有用性は高まることはあつても、決して減じることはなかつた。『資治通鑑』（以下、『通鑑』と略す）卷二六六、後梁紀一、太祖・開平元年七月丁巳から翌年三月甲午にかけての条に、

帝以亳州刺史李思安代（唐）懷貞為潞州行營都統、（開平二年二月）李思安等攻潞州、久不下。士卒疲弊、多逃亡。……（三月）帝以

李思安久無功、亡將校四十余人、士卒以万計、更閉壁自守。遣使召詣行在。甲午、削思安官爵、勒歸本貫充役、斬監押楊敏貞。

（史料中の括弧・傍点は筆者が付した。以下同様）

とあり、後梁にとつて最大の敵対勢力であつた晋の前線拠点潞州を攻略するため、亳州刺史の李思安を潞州行營都統に任じたが、戦功もなく嬰城に徹し徒に將士を損なつた故を以て、彼を解任・除籍し、同時に監押の楊敏貞を処刑したことを伝えている。後梁建国直後に都監職が行營軍に設けられていたことが知られるとともに、監押の楊敏貞に対する処分の重さから、行營軍における都監職の職責の重要さを窺うことができる。

五代における軍事の緊要性を反映して、この時代の行營都監任用の事例は唐代をはるかに凌いで検出される。以下に五代各王朝における事例を表示してみよう。³⁾なお、行營都監の唐から宋への制度的連続性を確認する意味で、唐代と宋初における事例も挙げることにする。宋初の事例は多数に上るので、代表的事例として、列国平定戦役に関するものを挙げた。ところで、上述の如く都監はその本来の名称である「監軍」、或いはこれと同義の「護軍」を以て称されることがあり、また「某軍を監す」・「某兵を監す」などと表記されることがあるので、この様なケースも採録・表示した。

表1 五代の行宮都監

No	王朝	皇帝	年代/月	西曆	氏名	氏名	軍事行事	都監職	出典
1	後梁	太祖	(不明)	(不明)	韓暉	滄州劉守文征討	滄州劉守文征討軍を監す	瀋州行宮都監	『五代史記』21葛從周伝
2			開平2/3	908	楊敏貞	潞州(晋)侵攻		潞州行宮都監	『通鑑』266
3			4/1	910	杜延隱	鎮定(趙)侵攻	魏博の兵3千を監す		『通鑑』267
4			4/1	910	丁延徽	鎮定(趙)侵攻	魏博の兵3千を監す		『通鑑』267
5			貞明1/8	915	(不明)	晋との攻防		晉の兵を監す	『通鑑』269
6	後唐	末帝	乾化5/10	915	張氏	晋との攻防	兵を出すことに必ず監す		『通鑑』269
7			3/10	917	張筠	慶州征討		西面行宮都監	『旧五代史』9
8	後唐	莊宗	同光1/8	923	段凝	後唐との攻防	後梁の大軍を河上に監す		『通鑑』271・272『旧五代史』73段凝伝
9			1/8	923	張漢傑	後唐との攻防	後梁の母、玉彦華の軍を監す		『通鑑』269・272
10			2/5	924	李穀	契丹防禦		北面招討都監	『通鑑』273『旧五代史』32、372李穀伝
11			4/2	926	李延安	前蜀征討		西川征討軍の都監	『通鑑』274
12	明宗	天成1/4	926	926	李從勳	前蜀征討		西川行宮都監	『通鑑』275『册府元龜』670李從勳・孫勳
13			2/2	927	康福	荆南征討		荆南行宮兵馬都監	『五代史記』46康福
14			3/4	928	張虔劍	義武節度使王都征討		義武節度使征討軍の都監	『通鑑』276『旧五代史』40、74張虔劍
15			長興1/9	930	李彦珣	東川節度使董璋征討		東川行宮歩軍都監	『旧五代史』94李彦珣伝
16			1/9	930	張延播	東川節度使董璋征討		東川行宮馬軍都監	『旧五代史』97張延播伝
17			(不明)	(不明)	王景崇	(不明)	車を監し、征伐す		『五代史記』53王景崇伝
18	閔帝	貞順1/2	934	934	安彦威	鳳翔節度使李從珂征討		西面行宮都監	『通鑑』279、『旧五代史』91安彦威伝
19			1/3	934	王景從	鳳翔節度使李從珂征討		西面歩軍都監	『通鑑』279
20			1/3	934	(不明)	鳳翔節度使李從珂征討		鳳翔行宮都監	『旧五代史』65王恩同伝
21	隱帝	清泰1	934	934	張鵬	(不明)	梁にて軍旅を監す		『旧五代史』106張鵬伝
22			3/6	936	李周	魏博屯駐軍の反乱征討		魏博屯駐軍の兵馬都監	『旧五代史』48、『五代史記』47李周伝
23			3/9	936	劉延明	河東節度使石敬瑭征討		河東節度使征討軍を監す	『通鑑』279、『旧五代史』69劉延明伝
24	後晋	高祖	天福5	940	李守貞	安州節度使李金全征討		安州節度使征討軍を監す	『旧五代史』109李守貞伝
25			6	941	焦繼勳	山南東道節度使安從進征討		山南東道節度使征討軍の都監	『宋史』261焦繼勳伝、陳思謙伝
26			6/11	941	陳思謙	山南東道節度使安從進征討		先鋒右廂都監	『通鑑』282、『宋史』261陳思謙伝
27			6/11	941	張從恩	山南東道節度使安從進征討		南面軍前都監の車を監す	『通鑑』282
28			6/12	941	翟令奇	成德節度使安重栄征討		先鋒都監	『册府元龜』123帝王部、征討3
29			9/1	944	陳思謙	對契丹防禦	先鋒軍を監す		『册府元龜』120帝王部、遷將2
30			9/1	944	周景殷	對契丹防禦	騎軍を監す		『册府元龜』120帝王部、遷將2
31			9/1	944	張鵬	對契丹防禦	騎軍を監す		『册府元龜』120帝王部、遷將2
32			9/1	944	蕭處仁	對契丹防禦	騎軍を監す		『册府元龜』120帝王部、遷將2
33			9/1	944	高勳	對契丹防禦	歩軍を監す		『册府元龜』120帝王部、遷將2
34			9/3	944	阿彦超	對契丹防禦	歩軍を監す		『册府元龜』120帝王部、遷將2
35			9/5	944	陳思謙	平盧節度使楊光遠征討	對契丹防禦軍の監軍		『旧五代史』82
36	少帝	開運?	?	944	張鵬	對契丹防禦		先鋒都監	『宋史』261陳思謙伝
37			1/8	944	張從恩	對契丹防禦	北面行宮馬歩軍都監		『旧五代史』83、『宋史』264張從恩伝
38			2	945	李守貞	對契丹防禦	北面招討使軍の都監		『五代史記』51李守貞伝
39			2/2	945	李守貞	對契丹防禦	北面行宮都監		『旧五代史』83
40			3/5	946	李殷	對契丹防禦	北面行宮都監		『旧五代史』84、106李殷伝
41			3/10	946	李守貞	契丹征討(閩南奪回)	北面行宮兵馬都監		『通鑑』285
42	後漢	隱帝	乾祐1	948	李彦從	三叛(鳳翔の王景崇)征討	鳳翔行宮兵馬都監		『旧五代史』106李彦從伝
43			1/4	948	王峻	三叛(永興の趙思簡)征討	西南面行宮兵馬都監		『通鑑』288、『旧五代史』101、102王峻
44			2/4	949	崇彦松	三叛(河中の李守貞)征討	河中行宮都監		『宋史』271崇彦松伝
45			2/7	949	王峻	三叛(永興の趙思簡)征討	永興行宮兵馬都監		『通鑑』288、『旧五代史』102
46			2/10	949	王峻	對契丹防禦	對契丹防禦軍を監す		『通鑑』288
47			1.2	949.94	(不明)	三叛(河中の李守貞)征討	河中征討の歩軍を監す		『册府元龜』167帝王部、招將5
48	後周	太祖	以順2/1	952	梁晋超	秦寧節度使慕容彦超征討	行宮馬軍都監		『册府元龜』123帝王部、征討3
49			2/1	952	向訓	秦寧節度使慕容彦超征討	秦寧節度使征討軍の都監		『通鑑』288・290
50			2	952	趙晃	秦寧節度使慕容彦超征討	秦寧節度使征討軍の行宮歩軍都監		『宋史』254趙晃伝
51	世宗	顯德1/3	954	954	(不明)	北漢征討(高平の役)	北漢征討軍の監軍		『旧五代史』114
52			1/3	954	向訓	北漢親征	河東行宮都監		『通鑑』291
53			1	954	王晋卿	北漢征討	先鋒都監		『宋史』271王晋卿伝
54			2	955	齊鳳翥	秦鳳軍回	秦鳳征討の偏師を監す		『旧五代史』129齊鳳翥
55			2	955	齊居潤	秦鳳軍回	西征軍の行宮都監		『宋史』262齊居潤伝
56			2/7	955	向訓	秦鳳軍回	西南行宮兵馬都監		『通鑑』292
57			3/4	956	齊鳳翥	南唐の淮南攻略	南唐征討軍を監護す		『旧五代史』129齊鳳翥
58			4/3	957	向訓	南唐の淮南親征	淮南道招討都監		『宋史』255向訓伝
59			3.4	958.95	田欽祚	淮南征討	前軍都監		『宋史』274田欽祚伝

表2 唐代の行營都監

No.	皇帝	年代/月	西曆	氏名	軍事行動	都監職	出典
1	徳宗	貞元3/5	787	宋奉朝	吐蕃と会盟	吐蕃会盟使の行營軍の都監	『通鑑』232
2		16/7	800	賈秀英	呉少誠(淮西)征討	都監軍使	『旧唐書』145呉少誠伝
3		16/7	800	賈良国	呉少誠(淮西)征討	都監軍使(都監)	『旧唐書』145呉少誠伝
4	憲宗	元和1/1	806	劉貞亮	劉闢(西川)征討	高崇文の軍を監す(都監)	『唐書』119白居易伝
5		1/1	806	俱文珍	劉闢(西川)征討	都監軍使	『唐大詔令集』124
6		2/9	807	薛尚衍	李(浙西)征討	都監招討宣慰等使	『冊府元龜』122帝王・征討2
7		9/10	814	崔潭峻	呉元済(淮西)征討	申光蔡等州招撫使嚴綬の軍を監す	『旧唐書』145呉元済伝
8		11/12	816	梁守謙	呉元済(淮西)征討	淮西行營諸軍を監す	『冊府元龜』122帝王・征討2
9		12/8	817	(不明)	呉元済(淮西)征討	※監陳(『旧唐書』170裴度伝「監陳」)	『通鑑』240
10	穆宗	15/10	820	梁守謙	吐蕃防禦	左右神策京西北行營都監	『通鑑』241
11		長慶1/12	821	謝良通	鎮州征討	監軍	『通鑑』242
12	懿宗	咸通7/6	866	韋仲幸	安南征討	※監陳、7千人を率いる	『通鑑』250
13		9、10	868,9	楊復恭	征討	※監陳、功有り	『旧唐書』184楊復恭伝
14	僖宗	乾符3/12	876	楊復光	王仙芝征討	招討副使都監	『通鑑』252
15		中和1/2	881	楊復光	黄巢征討	京西西南面行營都監	『通鑑』254
16		1/7	881	楊復恭	黄巢征討	天下行營兵馬都監	『冊府元龜』123帝王・征討3
17		2/1	882	西門思恭	黄巢征討	諸道行營都監	『通鑑』254
18		2/1	882	楊復光	黄巢征討	南面行營都監使	『通鑑』254
19		3/1	883	陳景思	黄巢征討	北面都統監軍使	『通鑑』255
20		3/1	883	楊復光	黄巢征討	東面都統監軍使	『通鑑』255
21		3/1	883	西門思恭	黄巢征討	都都監	『通鑑』255

表3 宋初の行營都監

No.	皇帝	年代/月	西曆	氏名	軍事行動	都監職	出典
1	太祖	建隆1/9	960	李處耘	揚州征討	(揚州行營)都監	『統資治通鑑長編』1
2		乾徳1/1	963	李處耘	楚征討	(湖南道行營)都監	『統資治通鑑長編』4
3		1/1	963	張勳	楚征討	南面行營馬軍都監	『統資治通鑑長編』4
4		1/1	963	盧懷忠	楚征討	南面行營歩軍都監	『統資治通鑑長編』4
5		1/2	963	武懷節	楚征討	戰棹都監	『統資治通鑑長編』4
6		2/5	964	丁徳裕	南漢征討	南面兵馬都監	『統資治通鑑長編』6
7		2/11	964	王仁贍	後蜀征討	(西川行營鳳州路)都監	『統資治通鑑長編』6
8		2/11	964	曹彬	後蜀征討	(西川行營揚州路)都監	『統資治通鑑長編』6
9		2/12	964	康延澤	後蜀征討	(西川行營鳳州路)馬軍都監	『統資治通鑑長編』6
10		3/1	965	田欽祚	後蜀征討	(西川行營)先鋒都監	『統資治通鑑長編』6
11		3/3	965	朱光緒	後蜀征討	(西川行營)馬軍都監	『統資治通鑑長編』6
12		3/3	965	張熙	後蜀征討	(西川行營)歩軍都監	『統資治通鑑長編』6
13		3/11	965	劉漢卿	後蜀征討	(西川行營)戰棹都監	『統資治通鑑長編』6
14		開宝1/8	968	曹彬	北漢征討	(河東行營前軍)都監	『統資治通鑑長編』9
15		1/8	968	康延沼	北漢征討	(河東行營先鋒)都監	『統資治通鑑長編』9
16		1/8	968	李謙溥	北漢征討	(河東行營汾州路)都監	『統資治通鑑長編』9
17		3/9	970	王繼勳	南漢征討	(賀州道)行營馬軍都監	『統資治通鑑長編』11
18		5/8	972	朱憲	南漢征討	(広州)行營兵馬都監	『統資治通鑑長編』13
19		7/10	974	丁徳裕	南唐征討	昇州東南面行營招撫制置使の軍を監す	『統資治通鑑長編』15
20		7/10	974	藩美	南唐征討	(昇州西南面行營)都監	『統資治通鑑長編』15
21		8/1	975	田欽祚	南唐征討	行營左廂戰棹都監	『統資治通鑑長編』16
22		8/11	975	梁迥	南唐征討	行營右廂戰棹都監	『統資治通鑑長編』16
23		9/8	976	藩美	北漢征討	(河東行營)都監	『統資治通鑑長編』17
24		9/8	976	郭進	北漢征討	河東道忻代等州行營馬歩軍都監	『統資治通鑑長編』17
25	太宗	太平興国4/1	979	郭守文	北漢征討	西南邊塞都監	『統資治通鑑長編』20
26		4/1	979	郭守文	北漢征討	行營軍を監す	『統資治通鑑長編』20
27		4/1	979	梁迥	北漢征討	行營軍を監す	『統資治通鑑長編』20

行営都監の常制化

五代の行営都監の事例より看取される特色は、第一に唐代に比べその件数が飛躍的に増加していることである。これは五代における軍事要請の頻繁さを反映したものであるが、一方また軍事行動における都監派遣の常制化を物語る傾向であるとも見なされる。そこで、この時代最も軍隊発動件数の多い謀叛藩鎮征討のケースを取り上げ、この点をいま少しく検討してみよう。管見の限りであるが、次頁に謀叛藩鎮征討軍における司令官以下の従軍將校を表示した(表4)。征討事例は五代の主要な軍事行動を網羅的に記録している『冊府元龜』卷一二三、帝王部・征討門三より採録し、適宜その他の史料に基づき補正を加えた(史料名は「出典」としてその後ろに掲げた)。各事例中の番号は①指令官、②副指令官、③その他の將校、④監軍職をそれぞれ示し、人名の後の括弧の中は現任の職事である。

この表によれば、十一事例中、九件において都監が派遣されていることがわかる。ところで、都監の派遣が確認できない二件の内、(4)後晋・天福年間の天雄節度使范延光征討については、『旧五代史』卷九四、劉處讓伝に、

天福二年、転左監門衛上將軍、充宣徽南院使。范延光之據鄴也、高祖命宣武軍節度使楊光遠、領兵討之。時(劉)處讓奉詔与光遠同參議軍政。……及楊光遠討伐鄴城、軍機大事、高祖每命處讓宣達。

とあつて、宣徽南院使の劉處讓が勅使として范延光征討軍に派遣され、行営軍の軍政に与るとともに、「軍機大事」の宣伝・直達に任じたとい

う。これに拠れば、劉處讓に委ねられた任務そのものが行営都監の職任であるから、この場合、改めて都監を任ずる必要がなかったものと考えられる。後漢の三叛征討の際、宣徽南院使王峻と北院使吳虔裕がそれぞれ河中行営都監・永興行営都監に任ぜられたのを始めとし、藩の叛乱鎮圧の如く、大規模な軍事行動には宣徽院使を行営都監に任じた例もあり、史料に徴することはできないが、或いは劉處讓は都監の肩書きを帯びていたのかもしれない。ともあれ、彼が都監的職務を果たしていたことは確認できよう。かかる謀叛藩鎮征討の事例からすれば、征討軍には司令官以下の統兵官のほかに、軍事監督官たる都監職が原則的に設けられていたと了解して差し支えなからう。『冊府元龜』卷一三六、帝王部・慰勞門に、

周太祖順二年五月、親征兗州。至兗州城下、於西屯寨下、慰勞兵士。賜監押使臣・將較茶酒。(補註)

とあり、また同書五七、帝王部・英斷門に、

(後周世宗、乾德元年三月己亥)是日誅樊愛能・何徽、及諸將軍較・監押使臣等共七十余人。以高平地見賊奔遁故也。

とあつて、五代末の後周においては行営軍の將校と監押が恰も一対のもの如く、見なされていることが窺われる。

ところで、表4に掲げた諸事例の中には行営全軍を監督する行営兵馬都監(兵馬都監)のほかに、先鋒都監・先鋒右廂都監・前軍都監・右廂兵馬都監・行営馬軍都監・歩軍都監などの官称が見える。時に軍事行動が大規模になると、軍団は先鋒軍・前軍・中軍・騎軍・歩軍などに編成され、或いはそれぞれが左右軍に分けられることがある。このような場合、各軍が独自に行動することもあるので、それぞれの部隊

表4 五代謀叛藩鎮征討事例

<p>(1) 定州節度使王都征討（後唐・明宗、天成3/4）</p> <p>① 北面招討使・權知定州軍州事：王晏球（北面行營權副招討使・掃德軍節度使）</p> <p>② 北面行營副招討使・兼諸道馬軍都指揮使：安審通（北面行營馬軍都指揮使・橫海節度使）</p> <p>③ 北面行營諸道左廂馬軍都指揮使：符彥卿（龍武都虞候） 北面行營右廂馬軍都指揮使：高行周（神武都虞候）</p> <p>④ 北面行營兵馬都監：張虔釗（鄭州防禦使）〔出典〕『冊府元龜』128 明賞2、『旧五代史』40（唐明宗紀、天成4/2）</p>
<p>(2) 東川節度使董璋征討（後唐・明宗、長興1/9）</p> <p>① 西南行營馬步軍都指揮使：趙在禮（同州節度使←左驍衛上將軍） 東川行營都招討使：石敬瑭（天雄軍節度使）</p> <p>② 副：夏魯奇（武信節度使） 西面行營副都部署：孫漢韶（相州節度使←前彰國軍留後）</p> <p>③ 東川西面供饋使：孟知祥（西川節度使） 西面行營馬步軍都虞候：王思同（山南西道節度使←前權知興元軍府事）註</p> <p>④ 東川行營馬軍都監：張延播（左領軍衛大將軍・客省使）〔出典〕『旧五代史』97（張延播傳） 東川行營步軍都監：李彥珣（通事舍人）〔出典〕『旧五代史』94（李彥珣傳）</p>
<p>(3) 鄴都屯駐の樁聖都虞候張令昭征討（後唐・末帝、清泰3/5）</p> <p>① 天雄軍四面招討使知行府事：范延光（汴州節度使）</p> <p>②④ 天雄軍四面副招討使兼兵馬都監：李周（西京留守）</p>
<p>(4) 天雄軍節度使范延光征討（後晋・高祖、天福2/6）</p> <p>① 魏府四面都部署：楊光遠（侍衛使）</p> <p>② 副：張從實（東部巡檢使）</p> <p>③ 劉處讓（宣徽南院使）</p>
<p>(5) 安州節度使李金全征討（後晋・高祖、天福5/5）</p> <p>① 馬全節（安遠節度使）</p> <p>② 副：安審暉（鄭州節度使）</p> <p>④ 都監：李守貞（內客省使）</p>
<p>(6) 山南東道節度使安從進征討（後晋・高祖、天福6/11）</p> <p>① 南面軍前都部署：高行周（西京留守）</p> <p>② 副：宋彥（前同州節度使）</p> <p>③ 行營馬軍都指揮使：安懷浦（護聖左第四軍指揮使） 行營步軍都指揮使：杜希遠（奉國石第四軍都指揮使） 先鋒使：郭金海（護聖左第四軍都指揮使）</p> <p>④ 監軍：焦繼勳〔出典〕『旧五代史』127（和凝傳） 先鋒右廂都監：陳思讓（東京內作坊使）〔出典〕『宋史』261（陳思讓傳）</p>

〔備考〕1) 表中の肩書は、史料の原文通りに表記した。

2) (5)の①馬全節の肩書は不明である。

- (7) 成徳軍節度使安重栄征討(後晋・高祖、天福6/12)
- ① 招討使：杜(重)威(邢州節度使)
 - ② 副兼拜陣使：馬全節(邢州節度使)
 - ③ 馬歩軍都虞候：王周(前貝州節度使)
 - 馬軍都指揮使：王令温(洛州團練使)
 - 歩軍都指揮使：程福實(奉國左第三軍都指揮使)
 - 先鋒都指揮使：史文釗(護聖右第六軍都指揮使)
 - ④ 先鋒都監：翟令奇(鄴都作坊使)

- (8) 平盧軍節度使楊光遠征討(後晋・少帝、開運1/5)

- ② 青州行營都部署：李守貞(侍衛親軍都虞候)
 - ③ 副：符彦卿(河陽節度使)
 - ④ 都監：王景崇(出典)『冊府』128明實2
- 行營右廂兵馬都監：陳思讓(坊州刺史)(出典)『宋史』261(陳思讓伝)

- (9) 天雄軍節度使杜重威征討(後漢・高祖、天福12/閏7) ※ 高祖親征
- ① 行營都部署：高行周
 - ② 副：慕容彥超(鎮寧節度使)(出典)『通鑑』287(天福12/閏7庚午)

- 00 三叛(河中・永興・鳳翔)征討(後漢・隱帝、乾祐1/3)
- ① 河府城下一行都部署：白文珂(陝州節度使)
 - 永興軍一行都部署：敦使義(鎮寧節度使)(出典)『通鑑』288(乾祐1/4)
 - 鳳翔行營都部署：趙暉(斬除鳳翔節度使)
 - ③ 行營都虞候：尚洪干(侍衛步軍都指揮使)
 - 河中行營馬步都虞候：劉詞(奉國左廂都虞候)
 - ④ 永興行營兵馬都監：王峻(宣徽南院使)(出典)『旧五代史』102(漢隱帝紀、乾祐2/7)
 - 河中行營都監：吳虔裕(宣徽北院使)(出典)『宋史』271(吳虔裕伝)
 - 鳳翔行營兵馬都監：李彦從(飛龍使・檢校司空)(出典)『旧五代史』106(李彦從)

- 11 兗州節度使慕容彦超征討(後周・太祖、広順2/1~5) ※ 太祖親征
- ① 都部署：曹英(侍衛步軍指揮使)
 - ② 副部署：史延超(齊州防禦使)
 - ③ 行營馬歩軍都虞候：慕容福(陳州防禦使)(出典)『通鑑』290(広順2/1)
 - 行營馬軍都指揮使：王全斌(龍捷右廂都指揮使)
 - 行營步軍都指揮使：郭超(控鶴都指揮使)
 - 佐官軍：李尊(前棧州刺史)・靳勳(坊州刺史)・李万超(棧州刺史)
 - ④ 兵馬都監(監)：向訓(皇城使)(出典)『旧五代史』112(周太祖紀3、広順2/1)
 - 行營馬軍都監：梁晋超(前貝州節度副使)

に監督職が設けられたものと考えられる。先論において、都監の官称は唐代に行營軍に張り付けられた監軍以下の雑多な軍事監督職の筆頭で、行營全軍を監督する「都監軍使」に由来するのではないかと推測したが、上の事例の如く、五代の都監の官称は各部隊の監督職にも用いられており、元来の筆頭監軍たる意味合いは失われたものと思われる。上述の如く、五代において行營全軍を監督するものは行營兵馬都監と称されるのが一般であった。ともあれ、このような編成部隊ごとの都監の設置もその常制化の現れと見てよからう。

さて、行營監軍の本務が行營軍の監督であることは言うまでもないが、その職務の実態を知悉するのは難しい。今、五代における監軍職の職権を窺わせる史料があるので示してみたい。『通鑑』卷二七二、後唐・同光元年八月戊戌の条に、

康延孝帥百騎來奔。帝解所御錦袍玉帶賜之、以為南面招討都指揮使、領博州刺史。帝屏人問延孝以梁事。對曰、梁朝地不為狹、兵不為少。然迹其行事、終必敗亡。何則、主既暗懦、趙張兄弟擅權。內結宮掖、外納貨賂。官之高下、唯視賂之多少、不擇才德、不校勲勞。段凝智勇俱無、一旦居王彥章・霍彦威之右。自將兵以來、專率斂行伍、以奉權貴。每出一軍、不能專任將帥、常以近臣監之。進止可否、動為所制。

とあって、後唐莊宗に降った梁將康延孝の言によれば、後梁においては軍事行動ごとに近臣を監軍職に任じ、往々にして彼等が「進止可否」を制す、すなわち行營の軍政を左右していたことが知られる。監軍職が指揮官の統帥権を干犯し、軍政を制御していることがわかるが、彼等が指揮官の指揮命令系統から独立し、それと対等な立場で軍政に関

与しうる権限を付与されていたことが窺われる。

五代の都監人事

五代の行營都監の何よりの特色は、その補任者の属性の上に見ることができるといえる。唐の行營都監には一貫して宦官が任ぜられたが、五代では如何かというところ、『五代史記』卷四五、段凝伝に、

段凝、開封人也。初名明遠、後更名凝。為澠池主簿。其父事梁太祖、以事坐徙。後凝棄官、亦事太祖、為軍巡使。又以其妹內太祖。妹有色、後為美人。凝為人儉巧善窺、迎人意。又以妹故、太祖漸親信之、常使監諸軍。

とあり、澠池主簿から後梁の太祖朱全忠に仕えた段凝が太祖に信頼され、常に諸軍を監護せしめられたという。また『通鑑』卷二六九、後梁・貞明元年十月辛亥の条に、

帝（後梁末帝）由是（康王朱友敬の謀叛未遂事件）疎忌宗室、專任趙巖及德妃（張氏）兄弟漢鼎・漢傑、從兄弟漢倫・漢融。咸居近職、參預謀議、每出兵必使之監護。

とあり、更に前掲の『通鑑』卷二七二、後唐・同光元年八月戊戌の記事「每出一軍、不能專任將帥、常以近臣監之」の胡註に「知張漢傑監王彥章軍之類云々」とあることから、末帝の德妃張氏の一族が軍隊を監護したことが知られる。梟の主簿を勤めた段凝や后妃の一族が宦官とは考えがたく、従って、五代の最初の後梁朝においては士人が監軍職に起用されるようになったと判断される。然らば、五代の歴朝において如何であろうか。次に歴朝の都監補任者の経歴に焦点を当て、この点を考察してみたい。

先ず都監補任者の就任時の官職について検討してみることとする。次頁の表5は前掲表1中の都監補任者の就任時官職並びにその略歴を整理したものである。⁷⁾表中の官職B欄の呼称は官職A欄の諸官の唐宋期における汎称である。この欄には一般に汎称で総称されるもののみ記入した。なお官職・略歴の典拠は表1中に示してある。

この表から都監就任時の官職に認められる傾向を窺うに、具体的な官職名が判明しているもの四五件(表中の番号に○印のあるもの)の内、内諸司使に属するものが二五件、三班使臣が七件、^{補註2)}以下禁軍將校四件、州長三件、藩帥・環衛官が各二件、閹職・留守が各一件となっており、内諸司使と三班使臣なる官職系に属するものが過半数の七一%を占めていることがわかる。⁸⁾この割合からして、かかる傾向を五代の都監就任者の特色と見なして差し支えあるまい。この両官職系については、梅原郁氏の論著を始め既に幾つかの研究があり、⁹⁾筆者も嘗て内諸司使の宣徽院使及び三班使臣について論究したことがある。¹⁰⁾そこで、諸氏の卓見を踏まえながら、この両官職系について本論旨と関連する範囲で簡単に卑見を示しておく。

この両官職系はともに唐中期に出現した宦官の令外の官で、内諸司使は内廷の諸職務を担当する内諸司の長であり、¹¹⁾三班使臣は内諸司使の下に列する雑掌であった。¹²⁾本来は両者とも内廷に奉仕する卑職に過ぎず、外廷政治とは全く無縁の存在であったが、唐後半期に宦官が神策禁軍の軍事権を背景に権勢を伸長させてくると、内諸司使は漸次律令官制下の諸官の職務を侵奪し、唐末には国政運営に直接関与するようになり、一方、三班使臣も内廷雑掌の域を越えて外廷政治の舞台で活動するようになった。そもそも宦官は皇帝の家産官僚的存在であり、

また彼等の任じたこれらの令外官の任命権は皇帝に属していたから、政治の表舞台におけるこの様な宦官の役割の増大は、国政運営における皇帝の影響力の拡大を意味するものであった。その意味で、内諸司使・三班使臣は皇帝の側近官僚集団として、唐後半期における皇帝権の伸長に大きく寄与した組織であったといつてよい。

ところで、唐末に及んで、この令外の内廷組織に重大な質的变化が生じた。すでに幾度か触れたが、天復三年正月、宣武軍節度使朱全忠は唐祚篡奪の事前工作の一環として、内諸司及び諸道の監軍使の廃止を奏請し、勅許を得るや、内廷清掃員三十人を残して内外の宦官を悉く誅殺した。かくて、内諸司は国政運営の機能を失ったのみならず、その要員たる宦官自体が抹殺されてしまったのであった。

さて、内諸司使自体はこの事件以降も宦官が起用されることで存続したが、『通鑑』卷二六四、天祐元年夏四月戊申の条に、

勅。内諸司、惟留宣徽等九使外、余皆停廢、仍不以内夫人充使。

以蔣玄暉為宣徽南院使兼樞密使。王殷為宣徽北院使兼皇城使。張廷範為金吾將軍充街使。以韋震為河南尹兼六軍諸衛副使。又徵武寧留後朱友恭為左龍武統軍。保大節度使氏叔琮為右龍武統軍。典宿衛皆朱全忠之腹心也。

とあって、天祐元年(九〇四)に内諸司使の削減と内諸司使・宿衛統兵官ほかの人事が断行されたことを伝えている。『通鑑』は、この結果、宿衛統兵官は朱全忠の腹心の部下によって占められるようになったとしているが、宣徽院使等の内諸司使に起用された者も同様に朱全忠の腹心であった。すなわち、宣徽南院使兼樞密使に任ぜられた蔣玄暉なる者は、その具体的官職名は判明しないが、『唐書』卷二二三下、姦臣

表5 都監補任者の略歴と補任時の官職

No	王朝	皇帝	氏名	都 監 職	官職 A	官職 B	略 歴
1	後梁	太祖	蔣 暉	滄州劉守文征討軍を監す	(不明)		
2			楊 敏 貞	潞州行營監押	(不明)		
③			杜 廷 隱	魏博の兵3千を監す	供奉官	三班使臣	
④			丁 延 徽	魏博の兵3千を監す	供奉官	三班使臣	
5			(不明)	督戦	(中使)		
6		末帝	張 氏	兵を出すごとに必ず監護す	(近職)		後梁末帝の張徳妃の兄弟従兄弟。近職に居り、謀議に参与す。
⑦			張 筠	西面行營都監	右武衛上將軍	環衛官	
⑧	後唐	莊宗	段 凝	後梁の大軍を河上に監す	莊宅使	内諸司使	初め灤池藩となり、荷衣を脱ぎ以て梁祖に事え、梁祖これを器とす。
9			張 漢 傑	後梁の將王彦章の軍を監す	(近臣)		後梁末帝の妃張氏の兄弟。近職に居り、謀議に参与す。
⑩			李 紹 宏	北面招討都監	宣徽北院使	内諸司使	宦官で、莊宗在藩時の中門使。即位後、宣徽院使に任ぜられる。
⑪			李 延 宏	西川征討軍の監軍	供奉官	三班使臣	
⑫	明宗	李 從 襲	西川行營都監	供奉官	三班使臣		
⑬			康 福	荆南行營兵馬都監	飛龍使	内諸司使	後唐の馬坊使の時、明宗の即位に馬を獻じて功績あり。
⑭			張 虔 釗	義武節度使征討軍の都監	護軍都指揮使	禁軍將校	初め太原の牙將。明宗、虔釗の機のあるを聞き、即位後、護軍都監に任ず。
⑮			李 彦 珣	東川行營歩軍都監	通事舍人	閣職	初め潞州の牙吏。明宗その他に請するや左右に仕え、即位後、通事舍人に任ぜらる。
⑯			張 延 播	東川行營馬軍都監	客省使	内諸司使	初め兗州の牙將。同光初、後唐明宗その城を下し、囚りて左右に録収す。
⑰			王 景 崇	軍を監し、征伐す	引進・關門使	内諸司使	明宗即位に請せし時、牙將となす。その後常に明宗に從ひ、即位後、通事舍人を任ず。
⑱	閔帝	安 彦 威	西面行營都監	捧聖指揮使	禁軍將校		初め軍卒を以て明宗に請す。その後、常に牙將として從ひ、即位後、捧聖指揮使に任ぜられる。
19			王 景 從	西面歩軍都監	(不明)		
20			(不明)	鳳翔行營都監	(不明)		
⑳	唐帝	張 鵬	累ねて軍旅を監す	供奉官	三班使臣		後唐僖宗の寵なりし時、住きてこれに依る。即位後、供奉官となる。
㉑			李 周	魏博屯駐軍征討の兵馬都監	西京留守		唐の李抱真の後裔。莊宗の牙將となり、明宗の時、武信・靜觀節度使等を歴す。
㉒			劉 延 朗	河東節度使征討軍を監す	宣徽南院使	内諸司使	諱、河中鎮に時、牙將となり、驛驛の校尉、孔目使となる。即位後、宣徽院使に任ず。
㉓	後晋	高祖	李 守 貞	安州節度使征討軍を監護す	客省使	内諸司使	後晉高祖、河間に鎮するや、典客となり、數鎮を得るにみな從う。即位後、客省使に累請す。
㉔			焦 繼 勳	山南東道節度使征討軍の監軍	武徳使	内諸司使	後晉高祖、太原に鎮せし時に謁見し、帳下に留まる。即位後、皇城使兼宮苑使を授かる。
㉕			陳 思 讓	先鋒右廂都監	作坊使	内諸司使	後晉莊宗の在藩時に帳下に仕え、即位後、殿直に補さる。後晋天福中、供奉官となる。
㉖			張 從 思	南面軍前都部署の軍を監す	宣徽南院使	内諸司使	後晉高祖、河間に鎮せし時、少帝に從慕の女を娶らす。晉州、外戚を以て右金吾衛將軍に抜擢す。
㉗			翟 令 奇	先鋒都監	鄴都作坊使	内諸司使	
㉘			陳 思 讓	先鋒軍を監護す	坊州刺史	州長	上掲26
㉙			周 景 殷	騎軍を監護す	慈州刺史	州長	
㉚			張 鵬	騎軍を監護す	武衛將軍	環衛官	上掲21
㉛			盧 處 仁	歩軍を監護す	關門使	内諸司使	
㉜			高 勳	歩軍を監護す	關門使	内諸司使	
34			何 彦 超	契丹防禦軍の監軍	(不明)		
㉝			陳 思 讓	行營右廂兵馬都監	坊州刺史	州長	上掲26
36		少帝	張 鵬	先鋒都監	(不明)		上掲21
㉞			張 從 恩	北面行營馬歩軍都監	天平軍節度使		上掲27
㉟			李 守 貞	北面招討使軍の都監	宣徽北院使	内諸司使	上掲24
㊱			李 守 貞	北面行營都監	侍衛都虞候	禁軍將校	上掲24
㊲			李 殷	北面行營都監	定州節度使	藩帥	後唐莊宗・明宗、後晋高祖に偏校を以て仕える。
㊳			李 守 貞	北面行營兵馬都監	侍衛馬歩都指揮使	禁軍將校	上掲24
㊴	後漢	隱帝	李 彦 從	鳳翔行營兵馬都監	飛龍使	内諸司使	後漢高祖、禁軍將校たりし時、觀望の目をもって、親言となる。即位後、左龍驤を授かる。
㊵			王 峻	西南面行營兵馬都監	内客省使(客省使)	内諸司使	後漢高祖、從僕としてこれを召、數鎮を歷す間、常に典客となる。即位後、客省使を授かる。
㊶			吳 虔 裕	河中行營都監	宣徽北院使	内諸司使	初め潞州の校尉、後漢高祖に請り、右衛に著す。太尉府校尉も仕え、即位後、引進使に抜擢さる。
㊷			王 峻	永興行營兵馬都監	宣徽南院使	内諸司使	上掲43
㊸			王 峻	契丹防禦軍を監す	宣徽北院使	内諸司使	上掲43
47			(不明)	河中征討の歩軍を監す	(使臣)	(三班使臣)	
48	後周	太祖	梁 晉 超	行營馬軍都監	(旧貝州節度副使)		
㊹			向 訓	秦寧節度使征討軍の都監	皇城使	内諸司使	後周太祖の門下に客となる。數鎮を歴するに及び、知客卿に著し、即位後、宮苑使を授かる。
㊺			趙 晁	秦寧征討軍の行營歩軍都監	作坊副使	内諸司使	後周太祖、鄴に鎮せし時、麾下に委質す。即位後、作坊副使に抜擢さる。
51	世宗	(不明)	(不明)	北漢征討軍の監押	(使臣)	(三班使臣)	
㊻			向 訓	河東行營都監	宣徽使	内諸司使	上掲49
㊼			王 晋 卿	先鋒都監	東頭供奉官	三班使臣	世宗、瀘州に鎮せし時、武芸を以て謁見し、帳下に請す。即位後、東頭供奉官に補さる。
54			高 藏 珍	秦鳳征討の偏師を監す	(不明)		世宗即位前に、彼の議論・時局分析に採るべきものを知り、即位後、其所より召請す。
㊽			魯 居 潤	西征軍の行營都監	客省使	内諸司使	世宗、京師の尹たりし時、府中の要職に補す、即位後、軍器庫使に抜擢す。
㊾			向 訓	西南行營兵馬都監	宣徽南院使	内諸司使	上掲49
57			高 藏 珍	南唐征討軍を監護す	(不明)		上掲54
㊿			向 訓	淮南道招討都監	宣徽院使	内諸司使	上掲
59			田 欽 祚	前軍都監	供奉官	三班使臣	父、勸作龍田令方、帳下の爲人の妻を私し、罪に著る。世宗、欽を龍田に請す。

伝によれば、「朱全忠に事え、腹心と為る」とあり、『通鑑』卷二六三、天復三年丙辰の条には、朱全忠の「親吏」とある。また、宣徽北院使兼皇城使に任ぜられた王殷なる者は、『通鑑』卷二六四、天復三年夏四月己卯の条によれば、朱全忠の「押牙」とある。この押牙(押衙)は節度使幕下の最高の幹部将校の一つで、軍営の総務部長に当たるという。¹⁴⁾つまり、朱全忠はこの時点で皇帝の側近、宮城の宿衛、都下の警邏をすべて腹心の幕僚で固めたのであった。

内諸司使の制度的展開の上から言えば、ここを以て内諸司使への士人任用が始まるのである。そして、『通鑑』卷二七三、後唐・同光二年春正月の条に「内諸司使、自天祐以来、以士人代之(宦官)」とある如く、この人事方針は五代に継承され、上掲表5の内諸司使に属する者の略歴に見る如く、後唐莊宗の一時期を除き、¹⁵⁾五代歴朝において一貫して踏襲された。天祐元年の勅は三班使臣の人事について言及してないが、内諸司使と同様に五代を通して士人が任用されたことが判明している。

論点を都監補任者の人事に戻すことにしよう。以上のことから、五代の都監補任者の七一%を占める内諸司使・三班使臣が士人であることがわかった。ところで、残りの二九%についても、莊宗朝の補任者を除けば、その官職名からしてすべて士人であることは一目瞭然である。つまり、後唐莊宗期を除き、五代の行營都監には一様に士人が任用されたということが言える。

さて、冒頭に言及した如く、唐初に御史を行營監軍に任じたことがあったが、五代における都監への士人任用はこの唐初の制への復帰を志向したものではなかった。上述の唐末天祐元年の改制で最も注目さ

れるのは、内諸司使に朱全忠の「腹心」、すなわち最も信頼を寄せる臣属(宣武軍節度使時の幕僚)を任用したという点である。後梁に入つて内諸司使が増員された事実に見る如く、¹⁶⁾朱全忠は唐朝の宦官を肅正したものの、皇帝の側近官僚を蓄養する内諸司使・三班使臣組織の有用性は認めてこれを温存し、唐朝皇帝における宦官と同様に彼にとつての家産官僚的な人材、すなわち藩鎮時代の幕僚をこれに起用したのである。かくて、唐末に及んで宦官を任じた唐朝の令外内廷組織は、朱全忠の親信士人が起用された外廷の側近組織に質的転化を遂げたのであった。

朱全忠が後梁を建国した後もかかる人事方針は継続され、その後、莊宗期を除く五代歴朝に踏襲された。このことは上掲表5の都監補任者の略歴からも十分に窺うことができる。すなわち、表中の内諸司使・三班使臣の職にあるもので経歴の明らか者一九名の内、一六名(八四%)が皇帝の即位以前の旧臣で、即位直後に内諸司使・三班使臣に起用された者であり、¹⁷⁾一名が皇帝の外戚、¹⁸⁾今一名が死事臣の子弟¹⁹⁾というように、両官職系に任じた約九五%の者に、皇帝との厚い信頼関係乃至は皇帝への強い忠誠心を確認することができるであろう。史伝によれば、前述の後梁の段凝は澠池県の主簿を捨てて太祖朱全忠に仕え、妹を太祖の後宮に侍らせたことも与つたが、「心腹を委ねられた」という(『旧五代史』卷七三)。また、後唐の張延朗は末帝李從珂が河中節度使の時に軍城馬歩都虞候として仕えて「腹心」となり(同書卷六九)、後漢の李彦從も高祖劉知遠が禁軍の長官たりし時に郷里の旧を以て「親信」となったという(同書卷一〇六)。表5の彼等の略歴を注視すると、藩帥時代の皇帝が転任する都度、それに随伴した者が幾人かい

るが、彼等は「元從」と称され、最も主君に忠実でそれ故に厚い信頼を受けた。

要するに、都監補任者の大半を占める内諸司使と三班使臣には、皇帝の最も信頼する士人が原則的に起用されたということである。彼等の中には先代の皇帝との縁故で内諸司使を拝命し、次の皇帝の代に都監に補任されたケースもあるが、都監への補任に当たり、次代の皇帝は先代に対すると同じ忠誠心を彼等に期待し得たものと考ええる。

ところで、表5に戻って再び補任者の略歴に注目すると、内諸司使・三班使臣に属する者以外にも、当時の皇帝との私的な縁故関係を指摘できる者がいる。例えば、皇帝の外戚に当たる者に、後梁末帝の「近臣」・「近職」と称される（9）張漢傑（末帝の張德妃の兄弟）・（37）天平節度使張從恩（後晋少帝の舅）がいる。また、皇帝の即位前の旧臣としては、後唐明宗朝の（14）護駕親軍都指揮使張虔釗・（15）通事舍人李彦珣、後晋少帝朝の（40）定州節度使李殷がおり、先代皇帝の即位前の旧臣に、後唐閔帝朝の（18）捧聖指揮使安彦威、後晋少帝朝に（39）侍衛都虞候並びに（41）侍衛馬步都指揮使に任じた李守貞がいる。従って、内諸司使・三班使臣に属する者にかかる皇帝の私的縁故者を加えると、都監補任者の八二%（四一件）に関して、皇帝との間に強い信頼関係を認めることができるのである。つまり、五代の行營都監には皇帝の即位以前の旧臣の如き最頼の士人を起用するのが一般的な傾向であったといつてよからう。

この様に、唐代に宦官が任ぜられた行營都監は、五代には皇帝の親信士人が起用された。補任者が宦官から士人へと変化しているが、皇帝の側近官僚を派遣して行營軍の軍政を監督させ、これを制御しようとする

いう理念は、唐から五代へと踏襲されているのである。その意味で、五代の士人都監は唐初の御史監軍の復活ではなく、唐後半期に出現した宦官監軍を直接継承するものであったと言える。そして、唐朝の宦官監軍が玄宗朝以降の皇帝権力強化の過程で出現したことを考えると、五代の行營都監もその様な政治意図を体现するものであったと言える。

おわりに

唐後半期に出現した行營都監は、五代においても認められ、軍事多端な時代性を反映し、唐を凌いで頻繁に派遣されるようになり、やがて常制化に向かった。五代の都監に関して特徴的なことは、第一にその補任者が唐代の宦官から士人に変化したことであり、第二に士人中でも内諸司使・三班使臣に補された者を主とする皇帝の親信者が起用されたということである。宋朝においては、この内諸司使・三班使臣は中・下級武官の寄祿官として官制上位置づけられ、軍制路や府州・県の都監・監押或いは行營都監・監押の職を差遣として与えられるが、それは五代におけるかかる傾向が宋朝に及んで定着し制度化していったものと考ええる。

さて、その様に宋制を論じる時、何を措いても考究しなければならぬのが、軍制路・府州・県にあまねく設けられた屯駐禁軍の監督官たる都監の起源である。筆者は冒頭に述べた如く、それは行營都監から派生した地方屯駐禁軍の監軍職が、従来の藩鎮監軍的機能をも兼備する過程で生成してきたものではないかと推測しているが、詳しくは稿を改めて論じたい。

註

(1) 『宋史』卷一九六、兵一〇、屯戍之制の項に「若捍禦邊寇、即總管鈐轄共議、州長吏等毋預事」とあり、同書卷一六七、職官七、路分都監の項に、「掌本路禁旅屯戍防訓練之政令」とある。

(2) 『宋史』卷一六七、職官七、路分都監の項に「資淺者為監押」とある。

(3) 『宋史』卷二五八、曹彬伝に、

曹彬：諱（後周）世宗帳下、從鎮澶淵。補供奉官、擢河中都監。蒲帥王仁鎬、以彬帝戚尤加禮遇。仁鎬謂從事曰、老夫自謂夙夜匪懈、及見監軍矜敵、始覺己之散率也。出為晉州兵馬都監。一日与主帥、暨賓從環坐於野會。隣道守將走价、馳書來詣。使者素不識彬、潛問人口、孰為曹監軍。有指彬以示之。建隆二年自平陽召歸。

とあって、五代末の例であるが、後周の河中都監・晋州都監であつた曹彬を

監軍と称している。また、『宋史』(卷二七三)の李謙溥伝によると、同様に後周の時、謙溥が晋州兵馬都監の職に在つて監軍と称されたことが知られる。

ところで、監軍の「監」の同義語に「護」或は「監護」なる語があり、「監軍」と同じく「護軍」と称すと、軍隊を監領することを意味した(職名として熟したものもある)。そこで、都監を指して護軍と称した例を挙げてみよう。

『宋史』(卷二五九)郭守文伝によると、太宗朝に守文が北漢征討に従軍した時の職務を「分護行營馬歩軍」及び「護定州屯兵」と記しているが、王禹偁の撰した守文の墓誌銘(『小畜集』二八)によれば、それぞれ「河東行營馬軍都監」及び「定州駐泊兵馬都監」と記されている。また、『宋史』(卷二五七)李處耘伝によれば、李處耘は太祖朝の荆南・湖南征服戦役に行營都監として従軍したが、これを「荆湖之役、處耘以近臣、護軍」と記している。

(4) 拙稿「宋都監探原考(一)——唐代の行營都監——」(別府大学紀要)三七、九九六。なお、宋の都監については渡邊久氏の「北宋時代の都監」(『東洋史苑』四四、一九九四)なる高論があり、北宋における都監の制度的変遷を詳細に論じられたものである。氏はその序論の中で簡単に唐・五代の都監にも

言及されているが、筆者とは分析の観点や見解を些か異にすることもあり、改めて卑見を述べる次第である。先論でも一言したところだが、筆者は都監は臨時の行營都監と恒常的な屯駐部隊の都監に弁別して考察されるべきであると考へている。特に後者のうち府州・県に広範に設けられた都監については、五代における禁軍の地方屯駐と藩鎮支郡の中央直屬化の展開、及び唐以来の藩鎮監軍制の展開を睨みながら、その出現の過程を考察する必要があると考へる。本来行營軍の監軍であるところの都監が、五代のある時期から藩鎮の監軍の如く見なされるようになる。恐らく、禁軍の国内各地への派遣・常駐に伴つて、それが軍事行動なるが故に、叛乱征討や對契丹防禦と同様に都監が派遣され、現地でこれの監督に任じ、やがて屯駐禁軍の軍事力を背景に屯駐地の藩鎮牙軍にも監督権を及ぼすようになり、従来の藩鎮監軍的機能を兼備するに至つた結果ではないかと推測する。この点については別に詳論したい。

(5) 表中、「監陣」・「監陳」(9・12・13)とあるものは、戦闘行動における末端部隊を単位に割り付けられた監軍職を指すものではないかと推測する。『通鑑』卷二四八、武宗、会昌四年八月戊申の条に、

初李德裕以韓全義以来、將帥出征屢敗。其弊有三、一二者、監軍各以意見指揮軍事、將帥不得專進退。三者、每軍各有官者為監使、悉選軍中驍勇數百為牙隊。其在陣戰鬪者、皆怯弱之士。每戰監使自有信旗、乘高立馬、以牙隊自衛。視軍勢小却、輒引旗先走、陣從而潰。德裕乃与樞密使楊欽義・劉行深議、約救監軍、不得預軍政。每兵千人、聽監使取十人自衛、有功隨例霽賞。二樞密皆以為然、白上行之。自禦回鶻、至澤潞罷兵、皆守此制。

とあって、武宗朝の李德裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因を論じる中で、監軍の軍政関与と監使の恣意行為を指摘しているが、徳宗朝この方、監軍が主帥の統帥権を侵し、独自の判断で軍事を指揮していたこと、軍ごとに宦官の監使なるものが存在し、戦場で指揮を執っていたことなどが知られる。或いは監陳(監陣)とはかかる監使を指すものではなからうか。

(6) 後掲の表5を参照すると、宣徽院使が行宮都監に任ぜられた事例は、三叛征討を含めて一〇件検出され、いずれもが雄藩の叛乱や契丹の侵入に対する大規模な軍事行動であることがわかる。宣徽院使は後述の内諸司使の筆頭で、朝堂においては枢密使に次ぐ地位を占める要職であったから、重要な軍事行動に際しては、行宮軍の監督を任せられたものと考えられる。宣徽院使については、拙稿「唐宋時代の宣徽院使について―主に五代の宣徽院使の活動に注目して―」（『北大史学』一八、一九七八）を参照されたし。

(7) 表5に関して、後梁末帝朝の(6)張氏の事跡は具体的には(9)張漢傑の事跡を指していると思われる。また、(8)段凝・(9)張漢傑は後唐莊宗朝に掲げているが、事跡は後梁朝に繋がる。

(8) 表中の藩帥・州長(29・30・35)に関しては遥領の可能性もあるが、検証できない。もし遥領とすれば、本官が内諸司使である可能性が高く、従って内諸司使・三班使臣の割合は更に高くなる。

(9) 梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋社、一九八五）。

(10) 小岩井弘光「北宋の使臣について」（『集刊東洋学』四八、一九八二）、梅原郁「宋代の武階」（『東方学報』入京都V五六、一九八四）。なお、梅原氏の高論は補訂のうえ上掲の原著『宋代官僚制度研究』に第二章として収められている。

(11) 註(6)の宣徽院使についての拙稿、及び「唐・五代三班使臣考」（『宋代の社会と文化』汲古書院、一九八三）、「北宋三班使臣考」（『別府大学短期大学部紀要』七、一九八八）。

(12) 内諸司使は後述の如く、唐の天祐元年に宣徽院使以下の九使に削減されるが、後梁朝には旧に復された如くである。『五代会要』卷二四、諸使雜錄に後梁の諸司使として、崇政院使・租庸使・宣徽院使・客省使・天驥使・飛龍使・莊宅使・大和庫使・豐德庫使・儀鑿使・乾文院使・文思院使・五防（坊使）・如京使・尚食使・司膳使・洛苑使・教坊使・東上閤門使・西上閤門使・内園裁接使・弓箭庫使・大内皇城使・武備庫使・引進使・左藏庫使・西京大内皇城使・閑廐使・宮苑使・翰林使の名が挙げられているが、この内、唐の枢密

使を改めた崇政院使と財務使職の租庸使を除いたものが後梁の内諸司使と考えられる。後掲『通鑑』卷二七三、後唐・同光二年正月の「内諸司使、自天祐以来、以士人代之」なる記事の胡註に、やはり後梁の内諸司使が挙げられているが、宣徽院使と西京大内皇城使を欠くことを除けば、『五代会要』の諸使と同じである。梅原氏は「宋のある時期まで、後梁時代のものは勿論、それ以後増設された分も含めて、五代の内諸司使はほとんど継承されて存続し」、その後淘汰されて宋の武階の諸司使・副に定着してゆくと論じられている（註(6)の著書）。

(13) 三班使臣の呼称は宋に及んで用いられるようになるが、その包摂する諸官すなわち供奉官・殿直・承旨は、既に唐代においてその存在が確認され、五代においては東西頭供奉官・左右殿直・殿前承旨なる呼称を以て史書に現れる。その後、宋代に至ると官種の増設・改称が行われ、殿侍・三班借差・三班差使・三班借職・三班奉職・左右殿直・左右侍禁・東西頭供奉官・内殿崇班・内殿承制を以て構成されるようになる（註(8)三班使臣関係の拙稿）。

(14) 後唐の莊宗は大唐の後継者をもって自任したので、唐の旧制を復するところがあった。宦官の復権と重用もその一つである。『通鑑』卷二七三、後唐・同光二年春正月の条に、

勅、内官不応居外。応前朝内官及諸道監軍、并私家先所畜者、不以貴賤、並遣詣闕。時在上左右者已五百人、至是殆及千人。皆給贍優厚、委之重任、以為腹心。内諸司使、自天祐以来、以士人代之。至是復用宦者、浸干政事。既而復置諸道監軍、節度使出征、或留闕下、軍府之政、皆監軍決之。陵忽主帥、怙勢爭權。由是藩鎮皆憤怒。

とあり、莊宗が唐末の朱全忠による肅正を免れて民間に隠棲していた宦官を闕下に召還し、内諸司使や諸道の監軍使に復用してこれを親信したことが伝えられている。

この『通鑑』の記事は内諸司使への宦官復用しか伝えていないが、同じ官職体系に属し、内諸司使の下に列する三班使臣にも、当然宦官が任用されることとなったものと推測される。『通鑑』卷二七三、後唐・同光三年九月庚子

の条に、

以魏王繼岌充西川四面行宮都統、…都統置中軍、以供奉官李從襲充中軍馬歩都指揮監押、高品李廷安・呂知柔充魏王府通謁。

とあり、記事の後の胡註に「李從襲等皆宦官也」とあることから、莊宗朝の前蜀征討軍に宦官の供奉官李從襲が従軍していたことが知られ、また『冊府元龜』卷六七〇、内臣部・誣構の項に、

後唐李廷安・李從襲・呂知柔、皆供奉中官也。莊宗同光三年、伐蜀。魏王繼岌為都統、郭崇韜為副、…時莊宗令廷安・從襲・知柔為都統府綱紀、見崇韜行府。

とあって、同じく従軍した李廷安(李廷安)・呂知柔も宦官の供奉官であったことがわかる。この両史料は莊宗朝に宦官が三班使臣に属する供奉官に任せられたことを示すものである。

ところで、この様な宦官の復権・重用はやがて内外臣僚の離背を招き、これが原因となって莊宗政権は崩壊した。莊宗末期の内乱の間に即位した明宗は、前轍を踏まぬために内外政界から宦官勢力を一掃した。『通鑑』卷二七五、後唐・天成元年夏四月庚子の条に、

監国(後の明宗)下教、…又罷諸道監軍使。以莊宗由宦官亡国。命諸道尽殺之。

とあり、又同月甲寅の条に、

大赦改元。量留後宮百人・宦官三十人・教坊百人・鷹坊二十人・御厨五十人、自余任從所適。諸司使務有名無実者、皆廢之。

とあって、諸道の監軍の抹殺と内廷宦官の放逐が指揮されたことが知られる。従って、これより後は内諸司使・三班使臣には再び士人が起用されるようになったと判断して差し支えなからう。

(15) 註(12) 参照。

(16) (8) 段凝・(10) 李紹宏・(13) 康福・(16) 張延播・(17) 王景崇・(21)

張勳・(23) 張延朗・(24) 李守貞・(25) 焦繼勳・(26) 陳思讓・(27) 張從恩・

(42) 李彦從・(43) 王峻・(44) 吳虔裕・(49) 向訓・(50) 趙晁・(53) 王晋

卿・(55) 咎居澗・(59) 田欽祚の十九名。

(17) (8) 段凝・(10) 李紹宏・(13) 康福・(16) 張延播・(17) 王景崇・(21)

張勳・(23) 張延朗・(24) 李守貞・(25) 焦繼勳・(42) 李彦從・(43) 王峻・

(44) 吳虔裕・(49) 向訓・(50) 趙晁・(53) 王晋卿・(55) 咎居澗の十六名。

(18) (27) 張從恩(後晋少帝の皇后の父)。

(19) (59) 田欽祚。この「死事の臣」とは「死王事の臣」つまり殉職した臣僚の謂であるが、朝廷は王事に殉じた者の如き忠君の精神を他の臣僚に喚起すべく、死事の臣僚及びその遺族に優遇措置をはかり、当人に官を追贈するとともに、その子弟を録して官に補した。この様な恩沢に与つた者は、自ずとその恩恵に報いるべく他の官僚を凌ぐ忠誠心を抱懐するに至つたものと考えられる。『宋史』卷二五五、宋僂伝に、

宋僂、…父廷浩、尚後唐莊宗女義寧公主、生僂。廷浩歷石・原・房三州刺史。晋初、為汜水関使。張從寶之叛、力戰死之。僂年十一、以父死事、補殿直。

とあり、後晋の宋僂は汜水関使であつた父の廷浩が河陽に起こつた張從寶の叛乱によつて戦死を遂げたことにより、弱冠十一歳ながら殿直に補されたことが伝えられている。この様に幼少にして録補された場合、或いは任子制が適用されない下級官僚の子弟が録補された場合などは、この上もない恩沢と遺族には受け取られたに相違ない。

五代における死事臣子弟の三班使臣への録補事例としては、この外に、後晋開運年間に淄州刺史翟進宗が青州節度使楊光遠の乱に戦死したことを以て、子の翟仁欽を東頭供奉官に補した例(『五代史記』卷三十三、死事伝)、後周広順年間に控鶴指揮使郭超が王事に没したことを以て、子の郭重均・重友を殿直に補した例(『冊府元龜』卷一三一、帝王部・延賞二)が挙げられる。唯、田欽祚の父の田令方の場合、死亡の経緯から「死王事」の範疇に入るかどうかが問題なしとはいえないが、事件が彼の在任中であり、田欽祚の録補も彼の遺稿を契機としている点で同類のケースとして扱ってよからう。

〔補註1〕史料中の「將較」は「將校」である。使用しているテキストが明版のため、明の天啓帝朱田校の「校」字を避け、「較」に改めている。

〔補註2〕(47)・(51)の「使臣」は三班使臣を指すものとは断定し難いので、件数に入れていない。

〔補註3〕日野開三郎『東洋史学論集』第一卷（第二部団結兵・鎮將と藩鎮体制）